

基本目標4 * * * * * 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり

4-1

基本施策1 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり

《現状・課題》

誰もが安心して、快適な日常生活を営むためには、生活道路や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたすべての人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢者や障害のある人など、自分の力だけでは移動が困難な人もいることから、移動支援に対するニーズを把握しながら公共交通機関の充実を図るとともに、地域に暮らすすべての人が安心して住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

《アンケート調査結果等からみる状況》

◇地域の現状として、『移動手段に不便がない／移動支援が受けられている』では、否定的な回答が5割を超えています。移動に関しては、都市部に比べて地方のほうが不便と感じる割合も高い傾向がみられることから、地区の状況を把握し、移動支援のあり方について検討していく必要があります。

◆地域の現状

『移動手段に不便がない／移動支援が受けられている』

「そう思う／どちらかと言えば、そう思う」	22.9%
「どちらかと言えば、思わない／思わない」	54.7%

『高齢者が安心して生活できる』

「そう思う／どちらかと言えば、そう思う」	47.2%
「どちらかと言えば、思わない／思わない」	29.9%

『障害のある人が安心して生活できる』

「そう思う／どちらかと言えば、そう思う」	26.8%
「どちらかと言えば、思わない／思わない」	40.5%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇移動に関する解決策として、ドア to ドアの移動支援事業の仕組みづくり、移動支援の協力者の募集、他の地域で展開されている移動支援の事例に学ぶ、移動販売の活用など、多岐に渡る意見が挙げられていました。(住民懇談会より)

4-1-1

施策1 公共施設等のバリアフリー化の推進

《取組の方向性》

誰もが公共施設等を活用しやすくするため、多様な立場の意見を踏まえながらバリアフリー化を進めます。

市民の取組

例えば・・・

- 公共施設や公園、道路などの利用しやすさについて把握する

施設・団体の取組

例えば・・・

- 段差の解消等、バリアフリー化に取り組む
- 様々な状況の方が利用できるバリアフリーマップを作成する
- 福祉施設などは、専門性を生かし障害理解促進のため発信をする

社会福祉協議会の取組

○福祉教育（ふくし共育）、ボランティア研修等で障害理解を促進し、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの意識を醸成します。

具体的には・・・

- 福祉教育（ふくし共育）、を通じたバリアフリーへの理解促進
- 福祉教育副読本「ともに生きる」の発行、小・中学生への配布による理解促進（赤い羽根共同募金助成事業）
- 当事者との交流の機会の提供
- 中高生が考える福祉のまちづくり事業を通じた、誰もが生きやすい地域づくりへの理解の促進

行政の取組

○公共施設や公園、道路などについては、誰にでも使いやすい施設とするため、利用者の意見を踏まえ、バリアフリー化を推進します。

具体的には・・・

- バリアフリー化の推進（都市計画課／道路課）

4-1-2

施策2 市民の移動手段の確保

《取組の方向性》

移動や外出が困難な人等に配慮した、日常生活の支援や社会参加の促進につながる支援、交通機関の利便性の向上を図ります。

市民の取組

例えば・・・

- 負担にならない範囲で、移動の困難な人の外出同行や移動の手助けをする
- デマンド交通や市営バスをみんなで使って、公共交通を育てる

施設・団体の取組

例えば・・・

- 住民ボランティアによる送迎サービスを検討する
- 高齢者等の移動手段について地域で話し合い、需要と供給を結びつける仕組みを検討する
- 福祉施設などは、空いている時間帯で移送支援や車の提供を行うなど、協力できることを検討する

社会福祉協議会の取組

- 市民の移動手段について、住民や関係機関、行政が学び話し合う機会づくりを促進します。
- 地区ごとに、デマンド交通等を活用した外出支援や買物支援、居場所づくりの支援を行います。
- 法人連絡会を活用し、移動手段について住民の声や事業所の声を拾い上げます。

具体的には・・・

- 車いすの貸出
- リフト付き自動車の貸出
- モデル地区を設けての外出ニーズに関する調査研究

行政 の取組 ++++++

- 市営バスやデマンド交通を中心とした公共交通機関の充実を図り、利便性の向上に努めます。
- タクシー基本料金の助成、移送サービスの利用助成、自動車改造費の助成などにより、高齢者や障害のある人の移動手段の確保に努めます。

具体的には・・・

- 市営バスやデマンド交通の利便性の向上（生活環境課）
- 福祉タクシー券の配布（福祉課）
- 高齢者通院等タクシー事業の実施（高齢者幸福課）
- 身体障害者用自動車改造費助成の実施（福祉課）

4-1-3

施策3 情報のバリアフリー化の推進

《取組の方向性》

高齢者や障害のある人など、あらゆる人の情報入手を容易にするため、多様な方法での情報発信や意思疎通を支援するサービスの提供を進めます。

市民 の取組 ++++++

例えば・・・

- 情報の入手や利用のしやすさ、ユニバーサルデザインについての理解を深める
- 手話や要約筆記、点字等について理解を深める
- 相手が分かりやすい言葉や表現（筆談・ジェスチャー・音声・やさしい日本語など）方法を工夫する

施設・団体 の取組 ++++++

例えば・・・

- 施設・団体がもつ情報や、行政からの情報を地域へ広める
- 相手が分かりやすい言葉や表現（筆談・ジェスチャー・音声・やさしい日本語など）方法を工夫する
- 福祉施設などは、専門性を生かし障害理解促進のため発信をする

社会福祉協議会

の取組 ++++++

- 住民がわかりやすい言葉、表現を工夫し、誰もがわかりやすい情報の提供に努めます。
- 市と協力しデイジー化の推進とボランティア活動を支援します。
- 音訳ボランティア育成の支援を行います。

具体的には・・・

- 社協だよりの音訳の実施・提供
- 音訳ボランティアの活動支援
- 福祉教育副読本「ともに生きる」の発行、小・中学生への配布による理解促進
(赤い羽根共同募金助成事業)

行政

の取組 ++++++

- 高齢者や障害のある人が適切に情報を入手できるよう、市ホームページの利用しやすさの向上を図ります。
- 拡大文字、音声、点字、メール等を活用した情報提供を行うとともに、各種講演会などにおける手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。

具体的には・・・

- 誰もが利用しやすい市ホームページの作成（情報政策課）
- 市で行う講演会等への手話通訳者、要約筆記者の配置（関係各課）
- 要約筆記者養成講座の実施（福祉課）

4-1-4

施策4 高齢者や障害のある人への理解の促進

《取組の方向性》

高齢者や障害のある人に対して思いやりがある地域づくりを進めるため、学区や地域の講座、様々な媒体等を通じて、福祉のこころの醸成を図るとともに、「合理的配慮」への理解を深めます。

市民

の取組 ++++++

例えば・・・

- 認知症への正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を受講する
- 障害のある人への「合理的配慮」の理解を深め、日常生活で実践する

施設・団体 の取組 ++++++

例えば・・・

- 高齢者、障害のある人への理解を深める
- 施設を地域の人に公開し理解を深める
- 高齢者、障害のある人が参加できるよう必要な配慮をし、一緒に活動する
- 施設・団体・事業所などで「合理的配慮」について学び、実践する
- 福祉施設などは、専門性を生かし障害理解促進のため発信をする

社会福祉協議会 の取組 ++++++

- 当事者が活躍できる地域づくりを推進します。
- 福祉教育（ふくし共育）や事業等で当事者との交流の機会を設けます。
- 障害のある人の声を社協だより等で知らせ、理解を促進します。
- 「合理的配慮」についての理解を広めます。

具体的には・・・

- 福祉教育（ふくし共育）の推進
- 福祉教育（ふくし共育）、ボランティア等での交流の機会づくり
- 福祉教育副読本「ともに生きる」の発行、小・中学生への配布による理解促進（赤い羽根共同募金助成事業）

行政 の取組 ++++++

- 地域での見守りの輪の拡大を図ります。
- 障害者施策に係るシンボルマークや障害者差別解消法などについて、周知・啓発を行います。

具体的には・・・

- 認知症オレンジカフェの開催（高齢者幸福課）
- ヘルプカード・ヘルプマークの普及（福祉課）
- 障害者差別解消法の周知・啓発（福祉課）

4-2

基本施策2 権利擁護の体制強化

《現状・課題》

認知症高齢者や障害者等の判断能力が十分でない人等に対応する成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及啓発に取り組みます。

また、多様な人権が尊重されるよう男女共同参画等の推進を図るとともに、虐待やDVに関する相談件数の増加や複雑困難なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組みます。

《アンケート調査結果等からみる状況》

◇成年後見制度の認知度は、「知っている」が約3割、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が約4割と、制度自体の認知は進んでいる状況がうかがえます。

◆成年後見制度の認知度

「知っている」	32.9%
「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」	39.2%
「知らない」	24.9%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇成年後見制度の利用意向は、「利用する」が約3割であるものの、実際の利用件数は少ないものとなっています。制度を必要としたときには、円滑な利用へとつながるよう、相談窓口の充実や制度の内容をわかりやすく情報発信することが必要であると考えられます。

◆成年後見制度の利用意向

「利用する」	25.8%
「利用しない」	9.9%
「わからない」	60.0%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

4-2-1

施策1 判断能力が十分でない人への支援

《取組の方向性》

認知症高齢者や、知的障害のある人、精神障害のある人などが、個人として尊重され暮らし続けられるよう、権利擁護施策を推進します。

市民 の取組

例えば・・・

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業など、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について、理解を深める
- 判断能力が十分でない人のことで困っている家庭があったら、相談を勧める

施設・団体 の取組

例えば・・・

- 要介護認定を受けている人や障害のある人の自立支援の援助を行う
- 権利擁護の制度について理解し、利用者に対して助言ができるよう努める

社会福祉協議会 の取組

○ 判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業（あすてらす）、法人後見事業を実施し、利用しやすい相談体制を整えます。

具体的には・・・

- 日常生活自立支援事業の実施
- 法人後見事業の実施
- 相談支援の実施

行政 の取組

- 成年後見制度の周知・啓発に努め、利用促進を図ります。
- 保健福祉部内に権利擁護に係る中核機関を設置し、適切な権利擁護支援を行います。
- 市民後見人の育成・活用を推進します。

具体的には・・・

- 成年後見制度の利用支援（福祉課／高齢者幸福課）
- 中核機関の設置・運営（福祉課／高齢者幸福課）

4-2-2

施策2 虐待・ドメスティックバイオレンス（DV）等の早期発見・早期対応

《取組の方向性》

関係機関と連携し、虐待やDVの早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に関する市民への周知・啓発、悩みを一人で抱え込まないための相談支援等により、未然の防止を図ります。

市民 の取組 ++++++

例えば・・・

- 虐待・DVの疑いを発見した場合は、市や関係機関へすぐに通報する
- 子育て、介護を一人で抱え込まないように気にかける

施設・団体 の取組 ++++++

例えば・・・

- 虐待・DVの疑いを発見した場合は、市や関係機関へすぐに通報する
- 虐待・DVの防止について研修する

社会福祉協議会 の取組 ++++++

- 子育て、介護を一人で抱え込まないように、気にかける地域のつながりづくりを支援します。
- 地域の見守り活動、生活困窮者自立支援事業等を通して、早期発見・早期対応に努めます。

具体的には・・・

- 関係機関との連携及び対応の強化
- 地域における課題の周知、啓発

行政 の取組 ++++++

- 民生委員児童委員、福祉サービス事業者、保育・教育機関、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携強化を図り、児童、高齢者、障害者の虐待等の防止及び早期発見・早期対応を強化します。

具体的には・・・

- DV防止に対する啓発（政策推進課／学校教育課）
- 虐待防止マニュアルの周知（高齢者幸福課／福祉課／子ども幸福課）
- 乳幼児全戸訪問事業における早期発見・早期対応（子ども幸福課）

基本施策3 地域における見守り・声かけによる防災・防犯対策の強化

《現状・課題》

近年、大規模な自然災害が多く発生しており、災害に対する関心は高まっています。自然災害は、すべての地域住民に甚大な被害を及ぼす可能性があるため、平常時から災害時に対する心構えを周知し、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

また、高齢者や障害のある人、子どもなどを狙った悪質な犯罪が社会問題となっています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、行政や社協、警察、消防、地域が連携し、見守りを行うなど、地域ぐるみの防犯体制を強化していくことが大切です。

《アンケート調査結果等からみる状況》

◇防災訓練への参加状況は、「はい（参加している）」は1割未満と、一部の方のみが参加している状況となっています。

◆防災訓練への参加状況

「はい（参加している）」……………7.6%
「いいえ（参加していない）」……………78.6%
「わからない」……………7.8%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇災害時に住民同士が協力し合えるために、必要だと思うことは、「日頃からのつながり、人付き合い」が約5割となっています。地域で開催されている通いの場や防災訓練などに参加することで、近所にどのような人が住んでいるのかを知るきっかけにもなることから、積極的に地域の行事等へ参加を促進する取組が必要であると考えられます。

◆災害時に住民同士が協力し合えるために、必要だと思うこと（上位3位）

「日頃からのつながり、人付き合い（あいさつ、声かけ、顔見知り）」……………54.3%
「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」……………34.0%
「地域での自主防災組織づくり」……………25.0%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

◇地域の現状として、『防災体制や災害時の取組が整っている』への肯定的な意見が約2割、『防犯・交通安全対策が整っている』への肯定的な意見が約3割となっています。

◆地域の現状

『防災体制や災害時の取組が整っている』

「そう思う／どちらかと言えば、そう思う」……………19.7%
「どちらかと言えば、思わない／思わない」……………47.0%

『防犯・交通安全対策が整っている』

「そう思う／どちらかと言えば、そう思う」……………28.1%
「どちらかと言えば、思わない／思わない」……………46.3%

資料：地域福祉に関するアンケート調査より

4-3-1

施策1 避難行動要支援者支援体制の整備

《取組の方向性》

自力での避難が困難な人を把握し、災害時に地域や行政、社協等が連携して支援できる体制を構築します。

市民 の取組

例えば・・・

- 隣近所で支援を必要としている人を知り、どのような支援が必要かを把握する
- 災害時の避難が困難な人は避難行動要支援者名簿への登録を勧める

施設・団体 の取組

例えば・・・

- 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援に努める
- 福祉施設は、地域と連携しながら担当する高齢者や障害者の避難について話し合う

社会福祉協議会 の取組

- 見守り隊・市・関係機関と連携し、災害時要支援者の把握、避難支援に努めます。
- 避難行動要支援者に関する住民の意識向上を図ります。

具体的には・・・

- 地域におけるマップづくりの支援
- 地域に対する周知、啓発

行政 の取組

- 避難行動要支援者が災害時に迅速かつ円滑に避難できるよう、自治会・町内会などの地域組織や市民活動団体などが相互に連携し、避難を支援する個別避難計画の作成など避難の体制づくりを支援します。

具体的には・・・

- 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成（福祉課）
- 個別避難計画の作成（福祉課）
- 避難行動要支援者のリストの提供（福祉課）

施策2 災害に備えた環境の整備

《取組の方向性》

個人・家庭での災害時の備えや避難訓練への参加について啓発するとともに、災害時のボランティアに関する人材確保やコーディネート機能の充実により、防災対策を強化します。

市民の取組

例えば・・・

- 隣近所で日頃から顔の見える関係をつくる
- 防災に関する知識の習得に努めるとともに、災害時の避難等について家族と話す
- 非常食（3日分）や非常用物資を備蓄する
- 自主防災組織や防災訓練に積極的に参加する
- 消防団の活動に参加する
- 災害ボランティア講座に参加する

施設・団体の取組

例えば・・・

- 防災・減災のための研修会を開催する
- 非常食（3日分）や非常用物資を備蓄する
- 高齢者や障害者の非常用物資の確認をする
- 地域ぐるみの防災訓練などを企画し、災害時は地域の支援拠点となる
- 災害ボランティアの養成に協力する

社会福祉協議会の取組

- 防災に対する意識の向上を図るため、自治会や地区社協へ災害に関する研修、訓練を提案します。
- 市民向けの災害ボランティア講座等や避難訓練を実施し、地域の防災力を高めます。
- 見守り隊で緊急時連絡網を整備するなど、地区ごとの体制づくりを進めます。

具体的には・・・

- 職員向け災害時行動に関する研修会の開催
- 地域住民への減災意識の啓発
- 行政・警察・消防・大学・ボランティア団体など関係機関との連携強化
- 災害ボランティア講座の開催
- 災害発生時における災害ボランティアセンターの設置・運営

行政 の取組 ++++++

- 防災意識の高揚に努め、自主防災組織を強化し、市民との協働による災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害時の災害ボランティアセンターの設置・運営を支援します。

具体的には・・・

- 市広報、市ホームページ等を活用した防災情報の提供（危機管理課）
- 防災に関する研修会・講演会の開催（危機管理課）
- 自主防災組織の結成支援（危機管理課）
- 消防団の育成強化（危機管理課）
- 防災訓練の実施（危機管理課）
- 災害時備蓄品の計画的な管理調達（危機管理課）
- 災害時の迅速な情報収集・伝達手段の整備（危機管理課）

4-3-3

施策3 地域ぐるみの防犯・交通安全対策の促進

《取組の方向性》

地域による見守りや、警察との協力、防犯や交通安全に対する意識啓発などにより、犯罪や事故のない安全な地域づくりを進めます。

市民 の取組 ++++++

例えば・・・

- 子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、地域みんなで見守る
- 小・中学校の登下校の時間に合わせて、子どもの交通安全と防犯につながるよう、地域で見守る
- 誰もが交通ルールを守り、相手の立場に立って安全運転をし、交通事故をなくす

施設・団体 の取組 ++++++

例えば・・・

- 活動の際には、地域の防犯や交通安全を意識する
- 定期的に、周辺の危険個所の確認・改善・報告を行う
- 福祉施設などは、車で移動中に防犯などの見守りを行う

社会福祉協議会 の取組 ++++++

- 自治会や公民館、民生委員児童委員など、地域と連携し、地域全体で子ども達を見守る仕組みづくりを提案します。
- 地域の通いの場や茶話会などで防犯や交通安全、消費者被害防止等の講話を提案します。

具体的には・・・

- 地域における防犯や交通安全、消費者被害防止等講話の提案
- 子どもの見守り活動を推進

行政 の取組 ++++++

- スクールガードや自主的な防犯パトロール活動を支援するとともに、青少年健全育成活動を推進し、地域の防犯力向上を図ります。
- こども 110 番「あんしん家」の設置を推進するなど、防犯体制の強化に努めます。
- 市内の保育園、幼稚園や小・中学校で行っている交通安全教育を継続して実施するとともに、安全運転を促すなど、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢者等の消費者被害の未然防止対策に対する支援を行います。

具体的には・・・

- スクールガードや保護者等と連携した見守り活動（学校教育課）
- こども 110 番「あんしん家」の設置の推進（学校教育課）
- 交通安全教育の推進（危機管理課／学校教育課）
- 防犯パトロール活動の実施（学校教育課／危機管理課）
- よいちメールを活用した犯罪情報の提供（学校教育課／危機管理課）
- 高齢者運転免許証自主返納の推進（危機管理課）
- 特殊詐欺対策電話機等購入費補助金事業の実施（危機管理課）
- 消費者安全確保地域協議会の設置（生活環境課／高齢者幸福課／福祉課）

基本目標4の達成に向けた成果指標

+++++

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

移動手段に不便がない／移動支援が受けられていると感じている市民の割合

令和4年度実績	➔	令和9年度目標
22.9%		28.0%

防災訓練に参加している市民の割合

令和4年度実績	➔	令和9年度目標
7.6%		13.0%

社会福祉協議会の指標

事業名	内容		
災害にも強い地域づくり	○災害ボランティア講座を実施して、災害に対する市民の意識向上を図るとともに、日頃のつながりの大切さを周知していきます。		
	指標	実績	目標
	災害ボランティア登録者数	109人	120人

行政の指標

事業名	内容		
防災体制の充実	○地域防災計画を適宜見直し、総合的な防災体制の整備に努めます。		
	指標	実績	目標
	自主防災組織数	128自治会(R4)	169自治会